

○山梨県警察少年補導票管理業務運用要領の制定について

〔平成26年3月19日〕
例規甲（少サ）第154号

（概要）

この要領は、少年補導票を作成した不良行為少年に関する情報を一元的に管理し、各所属の端末装置を使用して必要な情報を表示させることにより、適正かつ迅速な少年犯罪捜査活動に資するとともに、適正な運用管理を図ることを目的に定めたものである。